

## 甲斐知恵子委員の御意見

今回も前々から決まっていた海外出張日程中の専門調査会の開催ですので、残念ながら出席できません。また、前回との間隔が短くて会議中の各委員のご意見がまだ議事録としてホームページにも出ておりませんので、前回の流れがよくわからないまま、追加した意見を述べなければなりません。お送りいただいた前回の資料3(たたき台修正三次案)を元にご書きます。既に議論した事項も入ってしまうかもしれないことをご理解ください。

また、ここ数日間にメールでお送りいただいた各委員の結論部分に対するご意見についても、コメントがあるものには加えます。

### 〇2. 2 暴露・増幅リスクの比較

特定危険部位(SRM)の利用(レンダリング) (たたき台修正三次案 12 頁)

コメント:

青字で追加している、「前述のとおり、FDA は、2005 年 10 月 4 日、高リスク部位について食料及び全ての動物に対する飼料使用を禁止する、飼料規制の改正案を公表した。」は、削除した方がよい。

理由:

2. 2 暴露・増殖リスクの比較 飼料規制 (たたき台修正三次案 10 頁)に長々と書いてある内容の繰り返しである。FDA が出した「全ての動物に対する飼料使用禁止」は、まだ「案」であり、リスコミを経て実施するとあるが、まだ実際に行われるのか、施行が決定されても実施されるまでどのくらいの期間がかかるのか、不明であり、実際の施行後さらに時間を経てから効果が出るものである。よって、現在の危険性には変わりはなく、米国に実施を促すためにも、このパラグラフは、その前の赤色の文、「SRM の飼料利用禁止については国際調査団も強く勧告している。」で終わった方がよい。

### 〇6. 結論への付帯意見

コメント:

⑥ または、どこかの項目の中に;

「日本向け輸出プログラムという特殊プログラム内のリスクは、常に背景リスクに影響を受ける。従って、前提条件の遵守のみでなく、背景リスクを低減するための措置を早急に講じる必要がある。」

このような文章をどこかに記載しては如何でしょうか。上乘せ条件の遵守は管理側が担保することとありますが、私たちは、管理で完全に規制するというのは困難であることを懸念して、この6. 結論への付帯意見、の中に、まだ米国に不足している背景リスクを低減させる措置を、一つ一つ記載しているのだと思います。ですから、その主旨をどこかの項目の中に明記してはいかがでしょうか。

○吉川座長の御意見(資料 2-3)について

吉川委員長の意見について、上から2つのパラグラフは良いと思います。最後のパラグラフだけ主語を変えた方がよいかと思いましたが修正を書きました。

「これまでの国内のリスク評価では、BSE 対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価しなければならなかった。」

(評価を余儀なくされたも、評価しなければならなかったも意味合いはわかりませんが、余儀なくされたと言うと、何か強制されてやったという印象を受けませんか?)。

コメント:

結論部分の中に「遵守の具体的方策が示されていない」ことを再度記載するところがあればいい、前回意見を送りましたが、たたき台三次修正案に入っていないので、たぶん「不明な側面もあることを考慮する必要がある」の中に含まれると解釈します。また、「守られることを前提に評価しなければならなかった」と明記したことは良いと思います。

二重下線は挿入部、取り消し線は削除部

「上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、管理機関は、仮定を前提に評価したもの本委員会に対して、として、管理機関から、その仮定となった輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は同時に国民に報告する義務を負うものと考える。」

(今回の諮問ではじめから問題になった評価者と管理者の責任について述べておいた方がよいと思いつけ足しました)

コメント:

吉川先生の案に賛成しますが、輸出プログラムの実効性や遵守の検証結果を知らせるのは管理者側の義務であると思いますので、主語を変えた方がよいと思います。前提が変われば我々はまた評価を再度行なう義務は生じるでしょうが、聞く義務という表現はあまり適当ではないかと思いましたが変えてみました。ここで疑問なのは、我々は、輸入再開の是非に対する意見を述べる立場にないかとされているので、もし遵守の検証結果に問題が生じた場合には、その後できることは再度の評価でしょうか。